

申請時

★要介護認定申請時に提出していただくもの

①要介護認定申請書（田尻町ホームページからダウンロードできます）

※記入漏れのないようお願いいたします（特に申請日）。

②アンケート用紙（田尻町ホームページからダウンロードできます）

※アンケート用紙の裏面が同意書になっています。記入漏れのないようお願いいたします。

③介護保険被保険者証 ※「調査時に資格者証と交換」は基本的にできません。

被保険者証を紛失している場合は、再交付申請書（代行申請の場合は委任状が必要）も同時に提出してください。

④健康保険被保険者証（原本） ※第2号被保険者の場合のみ（40歳以上65歳未満）

★要介護認定申請は、申請書を窓口へ提出した日が申請日となります。

※郵送の場合は、町が申請書を受領した日が申請日です。

★新規・区分変更申請をしようとする日が閉庁日の場合、休み明けの最初の開庁日に申請手続きをしてください。申請書提出時に必ず口頭でその旨をお伝えください。

※上記申請日が開庁日であった場合は、申請日の日付をさかのぼることはできません。

また、申請日が未来日となる申請書は受け付けすることができません。

★要支援の区分変更申請（要支援新規）は、通常の申請書で提出してください。

★入院後間もない等で心身の状態が安定していない場合は、状態が安定してから申請してください。

軽度者に対する福祉用具貸与の理由書

★貸与開始前に提出してください（承認できなければ自費となります）。

※開始日は町が受理した日になります。

★継続して貸与を受けるためには、原則として認定有効期間が終了する前日までに、アセスメント・サービス担当者会議等で必要性を再検討した上で、新たに理由書を作成、提出してください。状態により、再承認できるとは限りません。

★特殊寝台について・・・単なる「高さ」だけではなく、「背上げ・脚上げ・高さ調節機能」の必要性および自費ベッドの導入を検討してください。

ケアプランの提出について

★居宅サービス計画書第1～4・6・7表を提出してください。（利用者の署名入りの写し）

① 初回プラン作成時（要支援新規も含む）

② 区分変更時（変更前と変更後、両方のプラン）

③ 短期入所が要介護認定有効期間の半数を超えると見込まれる場合

④ 院内介助をプランに位置付ける場合

⑤ セルフプラン作成時

⑥ その他、町より提出を依頼した時

※裏面へ

※③・④については、更新時等、プラン作成時には毎回、提出してください。状態により、再承認できない場合もあります。③については、別途理由書の提出が必要ですので、お問い合わせください。

サービス先行

★**要介護**の見込み → 暫定プランを作成してください。 ※町への提出は必要ありません。

★**要支援**の見込み → 必ず地域包括支援センターと連携を取ってください。

【認定後】

要介護の判定

- ① 居宅サービス計画作成依頼届出書を提出。
 - ・ 届け出日・・・実際に届出をした日
 - ・ 開始日・・・契約日またはサービス開始日に遡る。※要新規で申請月に介護でのサービス利用が無かった場合は翌月1日以降となります。
- ② 契約書確認。
 - ※契約日・・・申請日、またはサービス開始日以前
- ③ 居宅サービス計画を作成。

要支援の判定

- ① 地域包括支援センターと利用者間で「介護予防支援契約」を結ぶ。
- ② 地域包括支援センターと介護支援事業者間で委託契約をする。
- ③ 介護予防サービス計画を作成。

※下記の様式は田尻町のホームページからダウンロードできます

【田尻町ホームページ】 → 【便利なサービス】 → 【申請書ダウンロード】 → 【健康・福祉・子育て】
→ 【介護保険申請等】

- ・ 介護保険要介護（更新）認定・要支援認定（更新）申請書
- ・ 介護保険要介護認定・要支援認定区分変更申請書
- ・ 認定調査事前アンケート
- ・ 居宅介護（介護予防）サービス計画作成依頼（変更）届出書
- ・ 要介護認定に関する情報提供申請書
- ・ 介護保険負担限度額認定申請書
- ・ 高額介護等サービス費支給申請及び受領委任払承認申請書
- ・ 介護保険被保険者証等再交付申請書